

敬老祝金事業の見直しを行いました



敬老祝金事業は、「敬老の意を表し、長寿をお祝いする」ことを目的に実施しています。

しかしながら、近年では、高齢化率の上昇や平均寿命の延伸などに伴い、高齢者の暮らしを支えるさまざまな施策に多くの予算を配分しています。その中でも特に、本市の一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金(法定繰出を含む)は年々増加し、70億円を超える規模となっています。【右図参照】

今後もこうした状況は継続していくことが見込まれることから、多くの高齢者のかたが利用される介護保険事業をはじめとした高齢者施策に、限りある予算を注力するため、次のとおり敬老祝金事業の見直しを行いました。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

祝金の種類	変更前	変更後
白寿(99歳)	50,000円	30,000円
米寿(88歳)	20,000円	10,000円
喜寿(77歳)	5,000円	廃止

※令和7年度～

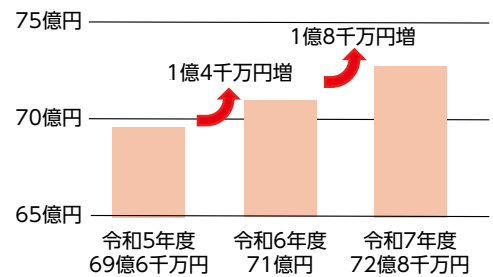
今年度の対象者

8月31日現在、1年以上川口市に住民登録があり、次の要件に該当するかた
白寿…大正14年9月2日～大正15年9月1日に生まれたかた
米寿…昭和11年9月2日～昭和12年9月1日に生まれたかた
 ※該当するかたには、7月上旬に通知を郵送します。

詳細は市ホームページをご確認ください▶



介護保険事業特別会計への一般会計繰出金の推移



問い合わせ…長寿支援課 ☎048-259-7651 FAX048-259-7668

定額減税不足額給付金

書類の発送・申請方法など

令和6年分の所得税額が確定することに伴い、令和6年度に実施した定額減税調整給付金(当初調整給付)の支給額に不足が生じるかたに、定額減税不足額給付Ⅰ・Ⅱのいずれかを支給します。



令和6年1月1日に住民登録していた自治体	川口市	他自治体	川口市または他自治体
令和7年1月1日に住民登録していた自治体	川口市	川口市	他自治体
	川口市から書類を送付します 不足額給付Ⅰ 7月16日(水)～ 不足額給付Ⅱ 9月上旬(予定)～	申請手続きが必要です コールセンターで書類を請求してください	令和7年1月1日に住民登録していた自治体 にお問い合わせください

お送りする書類

☑ 5月31日までにマイナンバーカードで公金受取口座の登録がお済みのかた、または令和6年1月以降、市から非課税世帯などへの給付金を本人口座で受け取ったことがあるかた

■お知らせ(はがき)をお送りします(申請手続きは不要)

- 給付金は公金受取口座または令和6年1月以降、市から非課税世帯などへの給付金を受け取った本人口座に振り込みます(振込口座は変更できません)。
- 給付金の額・振込日・振込口座は届いたお知らせをご確認ください。
- 給付金の受け取りを辞退する場合は、お知らせに記載の期日までにコールセンターへご連絡ください。

※登録した情報に誤りがある、口座を解約したなどの理由で、振り込みできないことが見込まれるかたには、確認書(封書)をお送りします。

☑ それ以外のかた

■確認書(封書)をお送りします(申請手続きが必要)

- 必要事項を記入した確認書・本人確認書類の写し・通帳の写しを返信用封筒に入れ、返送してください。
- ※詳細は届いた確認書をご確認ください。

定額減税不足額給付金の概要

不足額給付Ⅰ

【対象となりうるかた】

- 令和6年分所得税額が令和5年分所得税額よりも減少したかた
- 令和6年中に扶養親族数が増加したかた
- 修正申告などにより税額が修正され、令和6年度分住民税所得割額が減少したかた

【申請期間】

7月16日(水)～9月30日(火)【必着】

【支給額】

令和7年の不足額給付算出時点の「不足額給付時調整給付所要額」が、令和6年に給付した「当初調整給付額」を上回る場合、その差額を「不足額給付額」として給付します。

不足額給付Ⅱ

【対象となりうるかた】

- 事業専従者等のかた
- 合計所得金額が48万円を超えるかた

※税制度上の扶養親族に該当しないため、定額減税の対象外であり、かつ令和5・6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかったかたで、市からの通知が届かないかたは、申請手続きが必要です。

【申請期間】

- 7月31日(木)まで【必着】
- 9月上旬～10月31日(金)【必着】

※受付期間を延長しました。

※通知などの発送準備のため、8月1日～9月上旬は申請受付を一時休止します。

【支給額】

4万円(定額) ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

※自身が対象になりうるか確認したいかたは、こちらのフォームをご利用ください。



※申請方法などの詳細は市ホームページをご確認ください。

市ホームページ▶

問い合わせ…定額減税不足額給付金コールセンター ☎0120-035-091

